

平成26年3月20日

一般社団法人 東京空調衛生工業会

### 独占禁止法違反による起訴について

平成26年3月4日、当会の一部会員企業及びその社員が北陸新幹線設備工事の入札をめぐり、独占禁止法違反の罪で起訴されました。

当会においては、平成15年より一般社団法人日本空調衛生工事業協会と共催で毎年「適正取引等に関する講習会」を実施するなど、法令遵守の徹底を図ってまいりました。

しかしながら、今般、一部の会員企業がこのような事件を引き起こしたことは、空調衛生工事業界のみならず建設産業全体に対する社会的信頼を損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

当会としては、このたびの事態を真摯に受け止め、今後、このような事件が再び起こることが絶対にならないよう、会員企業、社員において、当空調衛生工事業界が担うべき社会的使命、責任を強く自覚させ、業界の信頼回復のため、「コンプライアンス委員会」を設立するとともに、諸施策を緊急に実施し、法令遵守の一層の徹底を図ります。